

違反是正事例（事例 1－3）

テーマ

＜ 消防吏員による措置命令 平成20年 ＞

- ▶ 耐火 11/2 の物販店舗、映画館、飲食店等が営業する複合ビルにおいて、物販販売店の階段前通路部分に避難上障害となる物件を存置していることから、消防吏員による措置命令をした事例。

防火対象物の概要

- (1) 用途 複合用途（16 項イ：遊技場、飲食店、物品販売店、映画館、機械室）
- (2) 構造・規模 耐火造 地上 11 階 地下 2 階
建築面積 3971.21 m² 延べ面積 38614.73 m² 階段 3 系統（特別避難階段）
- (3) 消防用設備等
消火器、スプリンクラー設備、不活性ガス消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、非常警報設備（放送設備）、避難器具、誘導灯、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備、総合操作盤
- (4) 防火対象物定期点検報告及び特例認定
点検報告状況・・・点検報告済み
特例認定状況・・・申請なし

違反処理の概要

- (1) 防火対象物全体に対する過去の経過
当該対象物は、平成 15 年 9 月 6 日から使用開始され、現在まで用途の変更はない。
また、利用者用の出入口は地下 2 階に 1 箇所、1 階に 3 箇所ある。
使用開始後は、年間の査察計画に基づく立入検査と、年末に実施する特別立入検査を毎年 1 回ずつ実施している。
今までの立入検査では、避難経路の物品存置を数回指導しているが、その場で改善が可能な程度のものに留まっており、その都度、立入検査結果通知書による指導を行っていた。
- (2) 消防法第 5 条の 3 第 1 項命令を発動したテナントに対する過去の対応
当該テナントは 1 階と 2 階を占有する物品販売店で代表取締役からなる法人(株)である。
査察計画に基づく立入検査では避難経路への物品存置による違反が認められないものの、無通告で実施する特別立入検査では、複数の箇所で避難上障害となる物品存置の指導を受けており、特に 1 階 C 階段前通路部分は、過去 2 回（平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 21 日）指導を受け即時改善している。
平成 20 年 12 月 19 日、無通告による特別立入検査を実施。統括防火管理者に趣旨を説

明し、対象物全体の立会いを依頼した。当該テナントへは、店長不在のため検査当日の責任者立会いのもと実施し、1階C階段前通路部分に多数の避難上障害となる物品存置を認めため、検査員が物件除去命令を発動した。

(3) 違反状況

避難上必要な施設等の管理違反（消防法第8条の2の4）

(4) 指導経過

ア 平成18年12月20日、特別立入検査を実施（検査当日改善を確認）。

(ア) 1階C階段前通路部分に避難上障害となる物件(商品等)を放置している。

(イ) 1階避難口部分に設置されている避難口誘導灯が点灯していない。

(ウ) 2階避難通路部分に避難上障害となる物件（商品等）を放置している。

イ 平成19年12月21日、特別立入検査を実施（検査当日改善を確認）。

(ア) 1階C階段前通路部分に避難上障害となる物件(看板等)を放置している。

(イ) 2階バックヤード避難通路部分に避難上障害となる物件（ダンボール等）を放置している。

ウ 平成20年12月19日、特別立入検査を実施（検査当日改善を確認）。

(ア) 1階C階段前通路部分にラックカーゴ3台、ダンボール4箱、看板2個、広告棚3台、脚立2台、のぼり旗4個を存置している。

(イ) 1階南東側出口部分に避難上障害となる物件を放置している。

(ウ) 1階B階段前通路部分に避難上障害となる物件を放置している。

(エ) 1階エスカレータ北側防火戸部分に避難上障害となる物件を放置している。

(オ) 1階エスカレータ区画の防火設備は商品棚により閉鎖できない。

(カ) 1階A階段前通路部分に避難上障害となる物件（カーゴ）を放置している。

(キ) 2階A階段前通路部分に避難上障害となる物件(ダンボール2箱)を放置している。

(ク) 2階売場内主要避難経路部分に避難上支障となる商品棚を存置している。

(ケ) 2階B階段前通路部分に避難上障害となる物件（ダンボール等）を放置している。

エ 同日、命令の発動

当該テナントについては、一般立入検査時には違反がないが、年末に実施した特別立入検査では、同一の場所に繰り返し違反（平成18年12月20日及び平成19年12月21日）が確認されたため、悪質と判断し、平成20年12月19日、当日のテナント責任者に対し査察員から消防法第5条の3第1項命令を発動（履行期限は交付から1時間30分後）。実況見分を行った後に、査察員名で命令書を当該テナントの店長を名宛人として交付するとともに、テナントの主要な出入口1箇所に命令の公示に係る標識を公示した。

オ 履行期限となる1時間30分後に当日のテナント責任者と現場を再度確認し改善されていたため、表示を撤去した。

カ 後日、防火対象物全体の管理権原者(オーナー)が来署したので、防火管理の必要性や避難施設の維持管理体制に関して指導し、消防計画など必要があれば見直すよう指導した。

—参考—

映像資料 CD「現場における消防吏員の命令 ～消防法第5条の3第1項～」

[違反処理基準]

④防火対象物における火災予防に危険な行為等(その3)

次の行為又は物件で火災予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの

4 放置され、若しくはみだりに存置された物件

一次措置 物件の整理又は除去(消防法第5条の3) 消防吏員命令

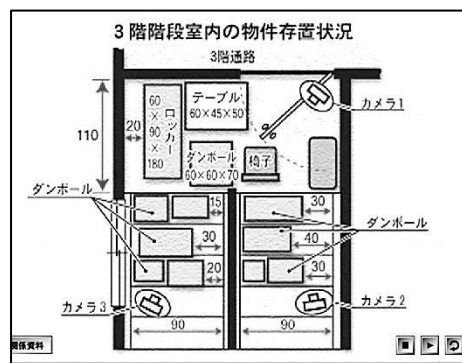
- 物件が存置されていることにより、一人ですえ通行することが困難なもの
- 上記のほか、消火、避難その他の消防活動に支障となるもの

< 見分 >

- 見取り図の作成
- 写真撮影
- 距離や寸法の測定
- 証拠資料の収集



人が通れない物件の存置の確認



図面の作成と写真
物件の内容と数量の確認

(事例 1 - 3) グループ検討

テーマ

〈 消防吏員による措置命令 平成20年 〉

1, 繰り返し違反対象物に対する立入検査について

事前通告の立入検査で違反がなく、無通告による立入検査で繰り返し違反がみられる対象物に対する「査察執行計画のあり方」について検討してください。

2, 消防法第5条の3の命令について

- 1) 検討グループ内で、自らが法第5条の3の措置命令を発した事案を相互に紹介してください。
- 2) 違反処理を前提とした立入検査を実施するにあたって、査察員として、どのような態度で臨むか、資機材を含めた事前準備について検討してください。また、消防法第5条の3を命令するにあたって、火災の予防又は消防活動の障害除去の要件をどのように考えるか検討してください。

3, 名宛人について

本事例のテナント部分は、物品販売店が法人で、店長が責任者として名宛人となっていますが、口頭の命令者と命令書の名宛人が異なる場合について、整理して検討してください。

4, 命令の期限について

- 1) 除去命令の期限を1時間30分としていることについて、検討してください。自らが発動した措置命令時の期限などを参考にして検討してください。
- 2) 消防法第5条の3の命令後に、防火管理体制の指導をしていますが、この場合の違反事項と根拠条文について確認してください。

5, 標識について

標識の掲出をテナントの主要な出入口1箇所としています。標識掲出の方法について検討してください。

また、実際に標識を作成して、掲出する段取りをどのようにしているか、相互に情報提供してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容

(次ページは違反処理標準マニュアルに示す命令書です。)

(参考) 違反処理標準マニュアル

[作成例⑨「吏員による措置命令」]

〇〇〇 第 〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇 殿

〇〇市消防本部 消防署
(階級) 〇〇〇〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

名 称 △△△ (〇〇〇ビル)

用 途 〇〇〇

火災の予防に危険であること並びに消火、避難その他の消防の活動に支障となることが認められるので、消防法第5条の3第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2階階段室内におけるロッカー、ダンボール、ビールケースを即時に除去すること。

2 命令の理由

2階階段室内にロッカー、ダンボール、ビールケースが存置されていることが火災の予防に危険であること並びに消火、避難その他の消防の活動に支障となることと認めること。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる)。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。